

## 「輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則」及び「輸出用木材こん包材等消毒証明書発給業務実施細則」の一部修正について

(平成28年3月25日)

全植検協では、輸出用木材こん包材の消毒証明事業を全植検協が定める「輸出用木材こん包材に関する認定・登録業務実施細則」及び「輸出用木材こん包材等消毒証明書発給業務実施細則」に基づき実施しているところです。

今般、当該細則について、関係者の各種ニーズに応えること及び「輸出用木材こん包材消毒実施要領」（平成15年10月16日消安第2489号）との調和をより図ること等の観点から修正を行いましたので、お知らせします。

なお、当該細則は、本年4月1日から施行することとしていますが、修正には申請書の様式等も含まれていますので、ご留意いただきたく申し添えます。

詳細につきましては、当協会又は最寄りの地域協会宛てにご照会をいただきますようお願いいたします。

平成28年3月31日に当協会のホームページに掲載している細則等を更新しました。

<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/testimony/article/>